

高校生向け教材骨子

法教育推進協議会教材作成部会
高校生向け教材執筆グループ

1 高校生向け教材作成の目的

教材例を活用した法教育授業を通じ、高校生が、法や司法制度、これらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの考え方（具体的には、①様々な人たちが社会の中でお互いを尊重しながら共に生きていく上で、法やルールが不可欠なものであるという規範意識や主体的に法やルールを策定し利用するという意識を育むとともに、②多面的・多角的な課題につき、自ら考え、自らの意見を主体的に述べるとともに、他人の主張を公平に理解し、多様な意見を調整して合意を形成したり、③法やルールを活用して将来の紛争を予防し、生じた紛争の適正な解決を図ることのできる資質や能力）を身に付けるよう促すことを目的とする。

2 作成方針

- 作成主体は委員とし、委員作成の原案を元に、委託業者がデザイン及びレイアウト等の調整を行う。
- 完成した教材は、冊子の形で作成・配布するとともに、法務省ホームページ等に掲載する。
- 教材とともに、作成した教材を使用した授業の実践報告を法務省ホームページに掲載する。

3 題材例

(1) 「ルールづくり（ルールの在り方を考える）」

- **ルールづくり（小中学生向け教材で取り扱ったルールづくりの事例を高校生向けに発展させたもの）**

※ 中学生向け教材の事例（マンションのペットに関するトラブル、町内のごみ収集場所に関するトラブル）よりも、空間的な広がりがあり、かつ、社会における様々な立場の人・団体の利害の調整を図る必要があるものとする。

例えば、複数の行政区画にまたがる地域における公共施設等の設置問題を考えさせる題材が考えられるか。

- **ルールの在り方を考える**

※ 配分的正義（結果の公正）の観点から、ルールや規制の在り方、積極的差別是正措置（アファーマティブ・アクション）の是非等を検討させるものとする。

例えば、社会情勢等の変化に伴い既存ルールの修正の是非を検討させる題材や新たに生じた問題に対応するため新しいルールをつくるといった題材が考えられるか。

(2) 「私法と契約」

○ 契約の基本的な考え方

※ 契約に関する身近な事例を題材として、日常生活において法（契約）が身近なものであることを認識させるとともに、契約の基本的な考え方を理解させるものとする。

※ 知識の教示に偏ることなく、協議・検討の過程で契約の基本的な考え方を理解させ、また、次テーマである「契約の原則の修正」に関する理解をより一層深めることができるよう、漫画や新聞等を利用するなど、生徒に興味関心を持ってもらうための手法や事例を工夫することが考えられるか。

○ 契約の原則の修正

※ 労働・消費者保護といったように当事者が対等な関係になく、契約の原則の修正を考えなければならない具体的な事例に基づき、修正の具体的な内容やその限界等につき考えさせるものとする。

例えば、労働契約の当事者の立場で契約書を作成させたり、契約書の具体的な問題を検討させるといった題材が考えられるか。

(3) 「紛争解決・司法」

○ 調停・裁判

※ 「第三者」の立場で、紛争当事者の言い分を公平に理解し、争点を整理して紛争を円満に解決に導く過程を体験することを通じ、多面的な課題につき、多角的に考え、合意形成や紛争解決を図るのに必要な資質や能力を養うことを主眼に置いたものとする。

※ 少なくとも「民事」・「刑事」それぞれで一つずつ題材を作成することとし、答えや結論を出すことではなく、思考や検討に主眼を置いた題材とする。

※ 「民事」については、裁判ではなく、調停等の裁判外紛争解決手続（ADR）の事例を取り上げることが考えられるか。

※ 「刑事」については、一般的な模擬裁判のほか、裁判員裁判の事例において、裁判員の立場で被告人や証人に対する質問を考えさせることを通じ、法的なものの考え方を身に付けるとともに、裁判員裁判の意義についても考えさせるといったような題材も考えられるか。

(4) そのほか

○ 上記3本の柱の中で15分程度の授業時間で展開可能な教材を作成することについても要検討。

○ 題材作成に当たっては、科目単元を意識する。